

## 目黒区現場代理人の常駐及び兼務に関する運用基準

平成23年4月1日付け目総契第1323号決定

契約条項(工事)第10条第3項に規定する現場代理人が工事現場における常駐を要しないこととすることができる場合、及び現場代理人の兼務について、次のとおり取扱うこととする。

### 1 現場代理人の常駐について

#### (1) 常駐しなくてもよい期間

実質的に工事現場が稼動していない次の期間においては、常駐しなくてもよいものとする。

ア 休日等で工事現場が稼動していない期間

イ 契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)

ウ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

エ 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

オ 橋梁、ポンプ、発電機、エレベーター、配電盤等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

カ 工事期間中であっても、当該工事が稼動しない場合で、他工事との関連のないことが明確な期間

#### (2) 工事現場が複数の場合の取扱い

一つの契約で複数の施工箇所がある場合の常駐については、現に作業を行っている箇所に滞在していることを原則とする。

#### (3) 一時的に現場を離れる場合の取扱い

当該工事に関わる打合せや資材購入等のために一時的に工事現場を離れる場合は、常に連絡が取り得る状態を確保しなければならない。

#### (4) 共同企業体が施工する場合の取扱い

共同企業体が施工する場合の現場代理人については、代表者となる企業等に雇用される者でなければならない。

#### (5) 現場代理人の途中変更の禁止

工事請負者は、届け出た現場代理人を変更することはできない。

ただし、現場代理人の退職又は疾病による休暇等、その他やむを得ないと認められる場合に限り変更できるものとする。

(6) 現場代理人の資格要件

現場代理人は、工事請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者から選任し、配置しなければならない。

2 現場代理人の兼務について

次のいずれかの条件を満たす工事等については、現場代理人を兼務することができる(1(1)常駐をしなくてもよい期間以外の期間も含む)。

- (1) 契約金額が500万円未満の工事
- (2) 単価契約に係る工事等

付 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。